

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問30（情）第9号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求に係る行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、用務先における「用務先」欄の名称及び「用務地」欄の住所を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年2月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「県費負担教職員 広島市立〇〇中学校校長 〇〇（以下『本件職員』という。）の平成26年8月20日及び同月21日並びに平成26年11月26日の出張について支払われた教職員旅費について分かる書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、旅行命令（依頼）簿（支出負担行為整理書（兼）支出調書）（以下単に「旅行命令簿」という。）（平成26年8月21日及び22日旅行分）（以下「本件旅行命令簿」という。）及び旅行命令簿（平成26年11月26日旅行分）を特定し、条例第10条第2号及び同条第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年2月22日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年5月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件旅行命令簿中の用務地を開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。用務地は、職務内容の情報であって保護すべき個人情報に当たらないし、教育指導連絡会議を、あえて学校外の二日間の出張を行うという不審な行為についての疑念を晴らすために、また、公正円滑な人事の確保のためにも、本件職員の出張が適正か否かを判断するのに必要な情報であり、県民に公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件審査請求について

審査請求人は、本件請求に対して特定した対象文書のうち、本件旅行命令簿における用務先についてのみ審査請求を申し立てているため、この点について弁明する。

2 開示しない理由について

(1) 情報第10条第2号該当性について

ア 条例第10条第2号は、「個人に関する情報……であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書イないしハにより、例外的に開示しなければならない情報を列挙している。

このうち、同号ただし書ハの「当該個人が公務員等……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）は、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。」とし、該当する情報の例として旅行命令簿を挙げている。

したがって、旅行命令簿中、用務先の情報に個人の情報が含まれる場合であっても、旅行命令簿である以上は、旅行者（公務員）の「職務の遂行に係る情報」として、同号ただし書ハにより開示するのが原則となる。

イ 一方、解釈運用基準は、「公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となる。」としており、「職務の遂行に係る情報」に該当する情報であっても、条例第10条各号記載の不開示情報に該当するものについては、不開示とする取扱いとしている。

(2) 情報第10条第6号該当性について

ア 条例第10条第6号は、不開示としなければならない情報として、「県の機関又は……他の地方公共団体……が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げ、同号イないしホに、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙している。このうち、同号ニは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

イ そして、解釈運用基準では、条例第10条第6号にいう「支障」の程度につ

いて、「単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。」とし、また、「おそれ」の程度についても、「抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。」としている。

ウ 本件旅行命令簿による旅行命令（以下「本件旅行命令」という。）は、条例第10条第6号ニの「人事管理に係る事務」に従事させるために発せられたものであり、本件旅行命令による用務は、とりわけ秘匿性が高く、その用務の内容は、当該用務に従事する職員のほか、当該職員の所属においても限られた職員のみにはしか知らされない。

このような性質を有する用務の用務先を開示すると、他の情報と照合することにより、本件旅行命令による用務内容が具体的に特定され、今後、同様の用務に従事する者に対し、人事管理に係る事務を行うに当たって、不当な圧力がかかることが懸念される。

また、その結果、当該用務に従事する者の心理的負担が増大し、当該用務に従事する者の確保が困難となるおそれもある。

したがって、本件旅行命令の用務先を開示することによる業務の適正な遂行に及ぼす「支障」の程度は、実質的なものであるといえ、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する程度の蓋然性があるといえる。

エ 以上から、本件旅行命令簿で不開示とした用務先は、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第6号に該当し、不開示が妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件職員が平成26年8月20日及び同月21日並びに平成26年11月26日に行った出張に関する教職員旅費について分かる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件旅行命令簿及び平成26年11月26日分の旅行命令簿を特定し、本件職員の職員番号及び本件職員の自宅の住所が条例第10条第2号の不開示情報に該当するとし、さらに、本件旅行命令簿については、用務先及び支出科目の情報が同条第6号の不開示情報に該当するとして、これらを不開示とする行政文書部分開示決定を行った。

これに対して審査請求人は、本件旅行命令簿における「用務地」の開示を求めている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が開示を求める不開示部分について

当審査会において本件旅行命令簿を見分したところ、旅行経路の情報を記載する欄は、出発地、用務先及び帰着地ごとに、「用務先」欄及び「用務地」欄

が設けられ、「用務先」欄には用務先の名称を、「用務地」欄には当該用務先の住所を記載する様式であった。

そして、出発地及び帰着地の詳細として、「用務先」欄には「自宅」と、「用務地」欄には住所が記載され、当該住所が不開示とされている。

また、用務先の詳細として、「用務先」欄には用務先の施設の名称が、「用務地」欄には当該用務先の住所（以下「本件用務先」と総称する。）が記載され、それぞれ不開示とされている。

これらの不開示部分のうち、実施機関は、弁明書において、本件用務先の開示理由を説明している。

一方、審査請求人は、審査請求書において、本件旅行命令簿における「用務地」の開示を求めているが、同時に、本件旅行命令が、学校外で二日間にわたっていることについて疑念があり、本件旅行命令が適正に行われているかどうかを判断する必要がある旨主張しており、これは、本件旅行命令における用務先（出張先）を明らかにすべきと主張していると解するのが相当である。

よって、審査請求人は、本件用務先の開示を求めているものと解し、以下、その不開示情報該当性を検討する。

(2) 本件用務先の条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、本件用務先を開示することにより、同条第6号の二に挙げられている「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると主張し、本件旅行命令による用務（以下「本件用務」という。）は秘匿性が高く、本件用務先を開示すると、他の情報と照合することにより、本件用務の内容が具体的に特定される旨説明する。

しかしながら、本件旅行命令簿には本件用務の詳細な情報は記載されておらず、本件用務先を開示しても、本件用務の内容は特定されるものではなく、他の情報と照合したとしても、ある程度の推測がされるにとどまるものである。

そうすると、実施機関が説明する、本件用務が特定されることによる今後の本件用務の従事者に対する不当な圧力や当該従事者の心理的負担そのものが、当然に発生するとは想定できず、抽象的な可能性を述べるものに過ぎない。

以上のことから、本件用務先は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 9. 4	・ 諮問を受けた。
30. 12. 17 (平成 30 年度第 9 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 1. 18 (平成 30 年度第 10 回第 2 部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
31. 2. 22 (平成 30 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授